

水質検査結果書

発行番号 D2530114

発行日 2025年 10月 17日

長与町長 吉田 慎一

様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 堂崎公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.39 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2025年 10月 6日	受付年月日	2025年10月6日

[illegible]

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水質検査結果書

発行番号 D2530115

発行日 2025年 10月 17日

長与町長 吉田 慎一 様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号



株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 たるつ公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.56 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2025年 10月 6日	受付年月日	2025年10月6日

[illegible]

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水質検査結果書

発行番号 D2530116

発行日 2025年 10月 17日

長与町長 吉田 慎一

様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	第1浄水場 北陽台配水池水系 和楽団地公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.43 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2025年 10月 6日	受付年月日	2025年10月6日

検 査 項 目		単位	検 査 結 果	基準値	検 査 方 法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3	塩化物イオン	mg/L	11	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.9	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.4(23.9℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
6	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
7	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定		上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。				
備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による						

水質検査結果書

発行番号 D2530117

発行日 2025年 10月 17日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名		第2浄水場 緑ヶ丘配水池水系 山田橋	
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.50 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2025年 10月 6日	受付年月日	2025年10月6日

[illegible]

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水質検査結果書

発行番号 D2530118

発行日 2025年 10月 17日

長与町長 吉田 慎一 様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名		第2浄水場 第5配水池水系 天満宮公園アスレチック広場	
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.62 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2025年 10月 6日	受付年月日	2025年10月6日

[illegible]

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水質検査結果書

発行番号 D2530119

発行日 2025年 10月 17日

長与町長 吉田 慎一 様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号



株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	東高田・笠山浄水場 東高田1号配水池水系 丸尾公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.51 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2025年 10月 6日	受付年月日	2025年10月6日

[illegible]

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水質検査結果書

発行番号 D2530120

発行日 2025年 10月 17日

長与町長 吉田 慎一 様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号



株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	佐敷川内 佐敷川内水系 佐敷川内ボーリング		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.50 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2025年 10月 6日	受付年月日	2025年10月6日

[illegible]

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水質検査結果書

発行番号 D2530121

発行日 2025年 10月 17日

長与町長 吉田 慎一 様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号



株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	本川内 本川内配水池水系 木場公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.50 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区 分	引取
採取年月日	2025年 10月 6日	受付年月日	2025年10月6日

検 査 項 目		単位	検 査 結 果	基準値	検 査 方 法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3	塩化物イオン	mg/L	7.4	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.9(23.3℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
6	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
7	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。					
備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による						

水質検査結果書

発行番号 D2530122

発行日 2025年 10月 17日

長与町長 吉田 慎一 様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	道ノ尾 道ノ尾配水池水系 道ノ尾ポンプ室		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.56 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2025年 10月 6日	受付年月日	2025年10月6日

[illegible]

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による